

★★平成27年4月1日に消防用設備等の基準が改正されます！★★

スプリンクラー設備

【設置基準の見直し】

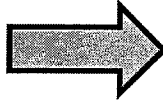


Check!

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物として、275㎡未満の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物が追加されました。

改正前

275㎡以上の(6)項口



改正後

- ・(6)項口(1)・(3)の全て
- ・(6)項口(2)・(4)・(5)で、「介助がなければ避難できない者」を概ね8割以上入所させるもの全て



「(6)項口(1)~(5)とは？」

⇒(6)項口がその利用対象者により分類整理されました。

※避難が困難な要介護者を主として入所又は宿泊させるものに限る。

(6)項口	施設名称	利用者
(1)	老人短期入所施設、有料老人ホーム等※	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設	障害者



「介助がなければ避難できない者」とは？」

⇒消防法施行規則第12条の3に規定された避難の際に介助が必要な者のことで、具体的には次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・乳児又は幼児
- ・特定の認定調査項目（障害支援区分の認定に係る審査・判定の基準となる項目のうち火災発生時の避難に係る項目）に該当する者

【スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直し】

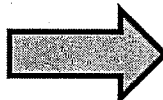


Check!

新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる275㎡未満の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設について、「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」が見直されました。

改正前

275㎡以上の(6)項口のみ適用できる



改正後

- ・275㎡未満の(6)項口にも適用できるようになりました
- ・100㎡未満の小規模な施設に対する新たな規定が制定されました
- ・共同住宅の一部を(6)項口（当該部分は275㎡未満）として利用する防火対象物に対する新たな規定が制定されました



「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」とは？」

⇒消防法施行規則第12条の2に規定されている火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造のことであり、当該構造を有する施設はスプリンクラー設備の設置を要しないとされています。

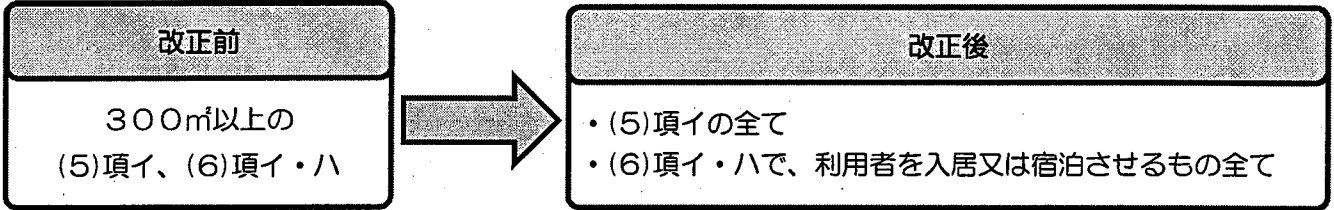
自動火災報知設備

【設置基準の見直し】



Check!

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物として、300㎡未満の消防法施行令別表第1(5)項イ、(6)項イ・ハに掲げる防火対象物が追加されました。(6)項イ・ハにあっては利用者を入居又は宿泊させるものに限る。)



(5)項イ、(6)項イ・ハとは？

⇒右表を参照してください。

今回の改正は、宿泊等に伴う火災危険性に着目したものです。

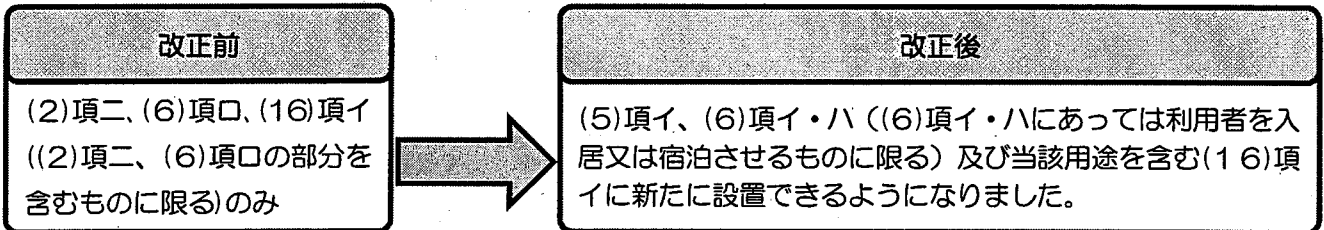
(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
(6)項イ	病院、診療所、助産所
(6)項ハ	老人デイサービスセンター、保育所、通所障害者福祉施設等

【特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象の追加】



Check!

新たに自動火災報知設備の設置が必要となる300㎡未満の防火対象物について、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができるようになりました。



「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは？

⇒特定の用途に供する300㎡未満の施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる設備です。通常の自動火災報知設備と比べると、感知器の設置場所等が緩和されています。

消防機関へ通報する火災報知設備

【消防機関へ通報する火災報知設備の連動義務化】



Check!

消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動することが義務付けられました。

また、今回の改正により、消防法施行令別表第1(6)項ロが存在する建物内に当該用途以外の用途が存している場合、建物全体の火災信号と連動起動することが必要となりましたので、既に連動起動としている施設であっても改修が必要となる可能性がありますので注意してください。

★既存の防火対象物は、いずれの基準も平成30年3月31日まで経過措置が設けられています★